

令和5年度第2回
宮城県特別支援教育将来構想審議会
会 議 記 録

令和5年11月20日（月）

宮城県教育庁特別支援教育課

令和5年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会記録

日 時 令和5年11月20日（月）午後1時30分から午後4時まで

場 所 宮城県庁行政庁舎2階 講堂

出席者（16名）

伊藤 倫就 委員	小野寺 宮人 委員	佐々木 貴子 委員	野口 和人 委員
村上 由則 委員	遠藤 浩一 委員	杉浦 誠一郎 委員	千田 裕子 委員
伊藤 清市 委員	相澤 育 委員	佐藤 弘人 委員	秋山 一郎 委員
西澤 由佳子 委員	森元 賀奈子 委員	永野 幸一 委員	高橋 知子 委員

欠席者（3名）

今 公弥 委員 片岡 明恵 委員 庭野 賀津子 委員

宮城県教育委員会関係者

佐藤 靖彦	（教育委員会教育長）
佐々木 利佳子	（教育庁副教育長）
熊谷 香織	（教育企画室長）
鏡味 佳奈	（教職員課長）
千葉 潤一	（義務教育課長）
遠藤 秀樹	（高校教育課長）
安倍 毅彦	（施設整備課長）
中山 治彦	（総合教育センター所長）
山内 尚	（特別支援教育課長）
曾根 義希	（特別支援教育課特別支援教育専門監）

【司会（吉田総括）】

ただいまより、令和5年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会を開会いたします。

それでは、はじめに、会議の成立について御報告申し上げます。

本審議会は、20人の委員で構成されておりますが、塩竈市教育委員会教育長でありました吉木修委員におかれましては、都合により令和5年10月31日をもって辞任されました。後任の選任につきまして、現在手続を進めておりますので、本日は不在となります。また、本日は、今公弥委員、片岡明恵委員、庭野賀津子委員から所用のため欠席する旨の連絡を頂戴しております。千田裕子委員でございますが、午前中の会議が長引き少し遅れる旨の連絡がございましたので、お知らせしておきます。

したがいまして、現時点で15人の委員の皆様にご出席をいただいております。過半数の委員が出席しておりますので、特別支援教育将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、情報公開条例第19条の規定により、公開により開催することといたしますので、御了解願います。

次に、開会にあたりまして、宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦から御挨拶を申し上げます。

【佐藤教育長】

宮城県教育委員会教育長 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、御多用にもかかわらず、今年度第2回目となります審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の特別支援教育の推進につきまして、格別の御支援と御協力をいただ

いておりますことをこの場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

さて、県教育委員会では、平成27年に、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指して、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開すること」を基本的な考え方といたしました「宮城県特別支援教育将来構想」を策定いたしました。

この間、特別な支援を必要とする児童生徒を取り巻く環境は大きく変化し、「改正発達障害者支援法」の施行、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布など、共生社会の実現に向け、より一層の充実が求められています。

本県におきましても、令和5年6月に閣議決定されました、国の教育振興基本計画を受け、現在、県計画の見直しを行っているところでございます。

また、新たなみやぎ障害者プランの策定等、関係機関が連携してその実現に努めているところですが、今後は乳幼児期からの支援体制や通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援を含め、特別支援学校にとどまらない、それぞれの発達段階における適切で切れ目のない支援をどのように構築していくかが重要であると考えているところです。

こうしたことから、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、時代の変化に即した、より一層の特別支援教育の充実を図るため、本県の特別支援教育の未来を見据えた新たな構想を策定することといたしました。

つきましては、委員の皆様方の御意見を十分踏まえまして、本県特別支援教育のさらなる充実に向けて、引き続きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚ない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

【司会（吉田総括）】

ここで、教育委員会から本審議会に諮問がございます。

佐藤教育長から村上会長に諮問申し上げたいと存じます。

諮問

【佐藤教育長】（諮問文書読み上げ）

宮城県特別支援教育将来構想審議会会長殿。

宮城県特別支援教育将来構想の策定について。

このことについて、特別支援教育将来構想審議会条例第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

どうぞよろしくお願いたします。

【司会（吉田総括）】

議事に入る前に、佐藤教育長ですが、公務によりここで退席させていただきます。

事務局から連絡いたします。本日の会議は、対面のみで進めてまいります。出席されている委員の皆様におかれましては、議事録作成のため、御発言に当たっては、お名前をおっしゃってからお話しいただきますようお願いいたします。また、職員がマイクをお持ちいたしますので、発言後はマイクを職員へお渡しください。

それでは、ここからは、村上会長に議事進行をお願いしたいと思います。村上会長、よろしくお願いたします。

【村上会長】

それではよろしくお願いたします。

先ほど教育長から、新しい諮問をいただきました。もう、そろそろ終わりだなと思っていたところで、また新しい諮問がやってまいりました。もうしばらくはこの議論を続けなくてはならない、そして、その次の審議会に渡さなくてはならないという役目を、私どもは果たさなくてはならないのだろうと、思った次第です。皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今日も、皆さん全員に私は発言を求めたいと思います。ただ、今回は今までのものを踏まえて、そしてこれからという展望になりますので、多分、今までの分で足りない部分があつてもありま

す。そして次に引き継ぐ点はここだろうということを中心に、皆さんから意見をいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事を進めます。

本日は、今年度第2回目の審議会で、次第にありますとおり、議事は、「宮城県特別支援教育将来構想の策定について」と「独立本校化に伴う小松島支援学校松陵校の通学区域の変更について」の2つです。皆さんにおかれましては、どうぞ、先ほど申し上げましたように、様々な観点から意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず「(1) 宮城県特別支援教育将来構想の策定」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（曾根専門監）】

特別支援教育専門監の曾根と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、資料1-1でございますが、先ほど教育長から、村上会長にお渡しさせていただいた諮問書になります。理由書も添付させていただいておりますので、御覧いただければと思います。関連資料として、資料1-2と、資料1-3がございます。資料1-2につきましては、後ほど御説明いたしますが、国の制度や、現在、特別支援教育を取り巻く環境についてのデータ、平成27年度からの構想ですので、平成27年度以降に取り組んだ事業の成果と課題をまとめたものです。なお、資料1-3につきましては、いわゆる成果と課題をまとめたもので、このエッセンスを、資料1-2の方にまとめております。説明につきましては、資料1-2でさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1-2の説明に入ります。

2ページになります。平成27年度以降の特別支援教育に関する主な制度の状況について、国の制度につきましては、こちらに記載のとおりですが、主なものとして、例えば、平成28年8月の「改正発達障害者支援法」が施行されたこと、令和3年6月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布されたこと、あとは令和3年9月、こちらは狭隘化の関係もございまして、特別支援学校設置基準が公布されたこと。なお、新しいところで申しますと、次のページになりますが、令和4年9月には、国連のいわゆる勧告といったものがございました。令和5年6月には、国の方の教育振興基本計画が閣議決定されたといった状況があります。県といたしましても、県の計画ですが、平成29年3月に、第2期宮城県教育振興基本計画が策定されたところですが、現在、計画の中間見直し中といった状況です。平成30年3月に「みやぎ障害者プラン」が策定され、計画期間が令和5年度までとなっておりますので、令和6年度に向けた新しいプランにつきまして、現在計画されているところです。令和3年3月には、関連する条例といたしまして、「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」、「手話言語条例」が制定されているといったようなところが、法律や条例の状況です。

次のページを御覧ください。4ページになります。

特別支援学校等の現状につきまして、1番目、県内全校種の幼児児童生徒数の推移といたしまして、平成27年度から令和5年度比で申しますと、2万5千人弱の減少となっております。その一方で、2番目、県内特別支援学校の幼児児童生徒数の推移といたしましては、平成27年度から令和5年度比で、149人増えているという状況です。特に、仙台圏域の知的特別支援学校の幼児児童生徒数の推移ですが、127人増加している状況です。右側上に行きますが、3番目、県内の公立小中学校の特別支援学級の児童生徒数ですが、こちらも支援学校と同様、右肩上がりになっており、平成27年度から令和5年度比で申しますと、1,746人増えている状況です。4番目、通級による指導対象児童生徒数の推移です。こちらにつきましても、同様に右肩上がりになっており、平成27年度から令和5年度比で申しますと、2,370人増えている状況です。次の5ページですが、5番目、ではこれからどういう形で、児童生徒数が増えていくかの見通しですが、宮城県全体で申しますと、全体のピークは、令和14年度として推計をしております。小学部は令和7年度、中学部は令和11年度、高等部は令和15年度をピークとして、この推計につきましては、あくまで推計ではありますが、引き続き増加傾向が続いていくといったところです。仙台圏域につきましても、同様に全体のピークは令和14年度であり、小学部、中学部、高等部につきまして、それぞれ令和7年度、13年度、16年度にピークを迎えるという推計となっております。右側に行きます。6番目、設置基準充足率について、令和3年9月に、特別支援学校設置基準が公布されたところであり、その設置基準に基づいて、現在の児童生徒数、教室の広さ

が基準を満たしているかどうかを見たとき、結果としましては、表の右側の方、文字で書いておりますが、現有面積が設置基準の必要面積を下回っている学校が、校舎で9校、運動場で15校ございます。この校舎9校につきましては、字が小さくて大変恐縮ですが、真ん中あたりから、角田支援学校、角田支援学校白石校、古川支援学校、名取支援学校、名取支援学校名取が丘校、利府支援学校、利府支援学校富谷校、利府支援学校塩釜校、小松島支援学校、いわゆる仙台圏域といったところを中心に、校舎の現有面積が、設置基準の必要面積を下回っている状況です。そちらが特別支援学校等の現状です。

続きまして、次の6ページです。今回、事業の成果と課題をまとめる上で、まず、左側につきまして、現在の宮城県特別支援教育将来構想、平成27年度から令和6年度までの計画ですが、その構想の中では、目標を3つ立てており、目標1が「自立と社会参加」、目標2が「学校づくり」、目標3が「地域づくり」となっております。この構想にぶら下がる形で真ん中の困いになっておりますが、実施計画があります。もう一つ、特別支援学校教育環境整備計画という、3階建ての構造になっており、今回の事業の成果をまとめるにあたって、まず構想等に基づいて実施してきた事業の成果と課題については、右の分類により整理し、右側のように分類をさせていただきました。

まず、目標1「自立と社会参加」ですが、(1)から(4)までのカテゴリーで分類をいたしました。「(1)乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実」、「(2)特別支援学校における進路学習の充実」、「(3)特別支援学校における就業定着の支援」、「(4)特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実」、と分けました。

目標2の「学校づくり」ですが、こちらは6つに分け、「(1)共に学ぶ教育環境づくり」、「(2)特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実」、「(3)医療的ケアの推進」、「(4)ICT機器の活用」、「(5)教員の専門性・指導力の向上」、「(6)教育環境整備の推進」としました。

目標3「地域づくり」ですが、こちらは3つに分け、「(1)インクルーシブ教育システムの推進」、「(2)市町村教育委員会への支援」、「(3)特別支援教育の推進に向けた理解啓発」ということで、それぞれオーバーラップするところがありますが、いずれも将来構想、実施計画、整備計画で分類されているものを、まとめたところですので、よろしく願いいたします。この分類に基づき、それぞれの成果、課題をまとめたものが、7ページ以降になります。

7ページの目標1「自立と社会参加」です。

まず「(1)乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実」につきましては、成果として、主なものを申し上げますと、「就学前からつくる個別の教育支援計画」というパンフレットの成果ですが、これを作成いたしましたして、県内全ての未就学児に関わる教育関係機関に配布いたしました。また、2番目ですが、「視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」を実施中です。こういった取組を通じて、体制整備が遅れがちであった幼稚園等に対して、就学前からの切れ目ない支援が充実してきたところでございます。なお、課題ですが、保健、福祉部門や幼稚園等と連携して障害のある子供の状況を把握することが重要であること、乳幼児及び養育者（保護者等）に対する教育相談の充実と同時に、保健、福祉、医療、教育等との連携の強化が必要であること、幼稚園等での個別の教育支援計画の作成、活用の推進といったところは引き続き課題として挙げられます。

「(2)特別支援学校における進路学習の充実」ですが、成果としては、キャリアパスポート等の作成が進み、小学部段階からのキャリア教育が進められていること、卒業生による進路講話の実施、卒業後の社会生活のイメージづくりができてきていること、卒業後の社会生活への移行につなげるため、福祉事業所、ハローワーク、就労・生活支援センター等との連携を強化しているところです。課題といたしましては、時代の変化に伴う生徒一人一人の働く意欲の育成と多様化している保護者の思いへの対応が十分なされていない場合があることが挙げられます。次に、高等学校の現場では、高等学校における支援が必要な生徒に対する就労相談への対応などについて、特別支援学校のセンター的機能による支援など、引き続き取組を強化していく必要があります。また今後は、ICT関連業務を含む一般就労等を視野に入れた進路指導も必要と認識しております。

次の8ページになります。同じく目標1「自立と社会参加」のうち「(3)特別支援学校における就業定着の支援」ですが、成果としては、保護者を含めた移行支援会議の実施により学校生活から職場生活等へのスムーズな移行が実現していること、進路指導担当者等による卒業生へのアフターケア実施による職場等への定着が図られていること、また、雇用対策課の事業ですが、障害者雇用プラスワン事業による特別支援学校の見学などの取組により、特別支援学校、就労支援機関、企業等との連携が図られていること、こういったことを通して、令和4年度の高等学園卒業生の一般就労が90%を超えている

状況となっております。課題ですが、特別支援学校の進路担当者が過度な負担とならないよう、関係機関との連携のもと、その役割や連携の在り方について検討していくことが、今後必要となるところです。特別支援学校に通学する生徒に対する理解啓発がさらに必要であること、また、生活全体をどのように充実させていくのかという視点に立った就業と生活の支援充実が必要であるため、福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携をさらに強化していくことが必要であるとまとめました。

「（４）特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実」ですが、成果として、特別支援学校文化祭による学校での取組の県民への周知、生徒の満足感等の高まりがあるということ、進路充実事業研修会というものがあり、卒業生の体験談や就労先事業所の担当者からの講話等を行っている研修会ですが、この開催により、支援学校の生徒の、将来の自分の姿のイメージ作りに寄与しているところです。また、個別の移行支援計画の活用として、就労の定着と社会的自立に向け、教育、福祉、医療、行政、労働等のネットワークが構築されています。課題ですが、居住地の福祉、労働、行政、医療等関係機関との連携をさらに強めていくこと、卒業後の心豊かな生活につながる生涯学習の促進を踏まえた特別支援学校文化祭の内容充実、障害者の生涯学習に関する取組の充実、卒業後のＱＯＬの向上を見据え、余暇活動を含めた学校教育での支援を充実していかなければならないというところを課題としてまとめました。

９ページ、目標２「学校づくり」です。

「（１）共に学ぶ教育環境づくり」ですが、成果として、共に学ぶ教育推進モデル事業において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境づくりに焦点を当てた授業づくりができたこと、また、居住地校学習推進事業におきましては、特別支援学校の小・中学部と居住地校における「交流及び共同学習」を推進してまいりました。平成２７年度参加人数は、特別支援学校が３１３人、令和５年度参加人数は４２８人と、１００人以上の増加が達成されているところです。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、居住地校交流が一時低迷した時期がありましたが、その一方、ＩＣＴを活用したオンラインによる交流の知見が得られたことも、１つの成果として挙げました。課題ですが、モデル校における校内支援体制づくりのノウハウを県内全域に発信する必要があると考えます。居住地校学習において、支援学校の児童生徒と受入校の児童生徒が互いに能動的に関わることができる取組内容を引き続き検討していく必要があります。また、ＩＣＴ機器等を活用した受入校と特別支援学校の児童生徒の交流機会の拡大についても、取組を進めていくべき課題として整理しております。

「（２）特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実」ですが、成果として、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる教育相談への対応、校種間の連携調整などを行ってまいりました。就学前から高等学校まで切れ目のない支援の実現に取り組んできたところです。特別支援学級及び通級による指導を受けている県内全て（仙台市は除く）の児童生徒に係る特別な教育課程編成につきまして、市町村教育委員会へ助言を行ってきました。特別支援学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターが共に研修会に参加し、情報交換・情報共有を行い、指導方法や支援体制などに関する専門性が向上されたところです。課題ですが、特別支援教育コーディネーター等の経験に基づくノウハウの確実な継承、特別支援教育を推進する新たな人材の育成が挙げられます。２つ目ですが、校長等管理職のリーダーシップのもと、特別支援学級と通常の学級の学級担任間の連携を含めた指導体制の充実など、特別支援教育の推進に係る校内体制の整備を課題として挙げました。特別支援学校が有する指導のノウハウや就職等に関する知見の活用など、高等学校と特別支援学校との連携のもと、取組を強化すべきと認識しております。高等学校の通級担当者間等での情報共有や教育相談対応等の校内体制を構築していく必要があることを課題として整理しました。

ページをめぐっていただき、１０ページになります。

「（３）医療的ケアの推進」です。成果として、医療的ケア対象児童生徒が在籍する全ての特別支援学校に、看護職員を配置しております。医療的ケア運営会議の開催、有識者や関係者等による意見交換を実施してきたところです。令和４年度からは、配置数の多い学校に看護職員サブチーフを配置しております。「学校における医療的ケアの体制整備に係る手引き」等を作成しました。また、医療的ケア対象児童生徒が、家族の付添いなしで通学できるよう支援する取組を、新たに令和５年度から３年間、モデル的に実施することとしております。こういった成果を踏まえ、課題ですが、設置者である市町村が、引き続き、学校における医療的ケアの実施体制を整備できるよう県として支援していくことが挙げられます。また、ケア内容自体が複雑化・高度化しており、看護職員の手技を含め、より専門性が高まっている状況があります。医療的ケア通学支援という新しいモデル事業を実施するに当たっては、送迎車両に同乗する看護師や、通学支援に対応可能な運行事業者等の確保が大きな課題です。事業の持続可能性

についても、課題として整理しました。

「(4) ICT機器の活用」ですが、成果としては、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒への一人一台端末が整備されたところです。また、端末整備に加え、障害特性に応じた補助装置の整備にも取り組んでまいりました。「ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業」等により、対象となった県立特別支援学校の実践事例を集積し、ホームページ等による公開で事例の共有を図ったところです。また、高校教育課の事業になりますが、「入院生徒に対する教育保障体制整備事業」では、長期入院をしている県立高等学校の生徒と在籍校の同時双方向型遠隔授業を実施しているという事例もあります。課題ですが、ハード面の整備が大幅に進んだ状況を踏まえ、今後は、学習指導等におけるICTのさらなる効果的な活用が重要であると認識しております。障害種別や児童生徒の発達段階及びICTスキルに応じた取組を継続することが必要であること、教師のICT活用スキルの向上と、今後は、ICT関連機器も日々進化しているものもありますので、ICT関連機器に関する新たな情報などについて提供していくことが必要となります。また、各学校の環境整備や情報セキュリティなどについて相談できる体制の整備も、課題として挙げました。

11ページの目標2「学校づくり」の「(5) 教員の専門性・指導力の向上」です。成果としては、総合教育センターにおいて特別支援教育に関する研修(11講座)を実施しております。その他、特別支援学校専門性向上研修会などにより、全ての学校種の教員を対象とした研修を整備し、特別支援教育に関する専門性の向上を図っているところです。特別支援学校では、外部専門家活用事業により、多様な児童生徒への適切な支援に関する専門性の向上を図ったところです。課題ですが、特別支援学級の担任が培った専門性が組織的に蓄積されない傾向があるため、特別支援学級の担任だけではなく、学校全体で特別支援教育をバックアップする校内体制を整備していく必要があります。引き続き、全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導担当者向けの研修の充実をさらに図ることが必要と考えております。また、業務改善、アクセス性向上等の観点から、現在も実施しているところですが、オンラインによる開催など、多様な研修方法の拡大も検討していく必要があります。

続きまして「(6) 教育環境整備の推進」です。成果としては、県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、特別支援学校を新設しました。仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により学習環境の改善に努めてまいりました。また、令和6年度には秋保かがやき支援学校が新設されることとなっております。これらの整備に伴い、必要となる教材備品等につきましても、同時に整備を実施してまいりました。また、校舎等の老朽化対策といたしまして、視覚支援学校の改築など、順次取り組んでいるところです。課題ですが、特別支援学校設置基準を満たした教育環境の整備がこれから必要になります。施設の老朽化や児童生徒の将来推計を見通しながら、設置基準に沿った教育環境の整備を検討していくということも必要です。

ページをめくっていただき、12ページになります。最後の目標3「地域づくり」です。

「(1) インクルーシブ教育システムの推進」ですが、居住地校学習の交流実施割合は、平成27年度以降30%台を維持しております。小中学校の協力校も、平成27年度の229校から、令和5年度は286校まで増加しているところです。小中学校の児童生徒、教員、保護者への理解促進につながっているものと考えております。特別支援学校魅力化推進事業により、今まで学校教育の範囲内で広げてきたインクルーシブ教育の理解促進が、地域へと広がる足がかりとなっています。障害者雇用プラスワン事業との連携により、特別支援学校の学習内容や取組について、一般企業への理解が進んでおります。課題ですが、引き続き、地域に根差したインクルーシブな教育・共生社会の実現に向けて、居住地校学習における「共同学習」の充実、特別支援学校魅力化推進事業の取組の拡充などに取り組んでまいりたいと考えております。

「(2) 市町村教育委員会への支援」ですが、成果としては、市町村教育委員会の就学担当者に対し、年1回、就学手続に関する研修会を実施しております。また、就学に関する困難事案について、助言を行う県の就学相談会、就学支援審議会を設置して対応しているところです。市町村の就学支援委員会に特別支援学校の職員が、現在、委員として参加しております。特別支援学校のセンター的機能による対応についても、成果として挙げました。課題ですが、市町村教育委員会の就学支援の理解や取組に、差が見られるため、県といたしまして、適切な就学のための支援を継続する必要があると考えております。

最後、13ページになります。「(3) 特別支援教育の推進に向けた理解啓発」です。成果として、本県特別支援教育の概況と就学手続等を記載したリーフレット「宮城の特別支援教育」を作成し、県内の小中学校等に配布しました。特別支援学校文化祭を開催し、特別支援学校や障害のある児童生徒の学

習活動について、広く県民に理解啓発を行いました。県民を対象とした「特別支援教育公開講座」を年2回実施しています。また、「宮城県障害者支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事業所等の表彰のほか、講演会の開催など、県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図っております。課題ですが、特別支援教育に関する理解が高まり、障害のある児童生徒等の多様な学びの場が広く認知され、就学や進学を選択肢が広がった一方で、就学や進学に際して適切な就学支援、進路指導がなされないケースもあるため、障害理解を含めた特別支援教育のさらなる理解啓発が必要であると考えております。

資料の説明は以上です。かなり重複している部分もあるかと思いますが、このようにまとめさせていただき、本日、次の将来構想に関する御意見を頂戴するため、そちらの参考になるようなデータとして整理をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。説明は以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

だいぶ早口で、私たち、全部頭に入っていないかなという印象もあります。ただ、内容が大量なので、早口で話をしなければならなかったというのも、よく分かります。それでは、やはり内容が豊富ですので、もう1回、7ページの目標1からざっと振り返ってみたいと思います。よろしいでしょうか。その都度、関心のある部分、御自分が専門となさっている部分についての「成果及び課題」について質疑等をいただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、目標1「自立と社会参加」の「(1)乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実」について、いかがでしょうか。

あとでまた入っても構いません。

では、次のところに行きたいと思います。振り返りです。「(2)特別支援学校における進路学習の充実」についてです。特別支援教育の各校のセンター的機能について、引き続き強化をしていかななくてはならないという指摘もありました。

よろしいですか。それでは次です。

目標1「自立と社会参加」の「(3)特別支援学校における就業定着の支援」です。進路担当の先生方が一生懸命、卒業生のアフターケアをするために様々な活動をなさっているという成果をいただいて、そしてその上で、一生懸命やっているということは、進路担当の先生方に負担がかかっているものですから、これは、私も、たまたま卒業生がその担当になっている時期は、結構きつそうな様子を見てきましたので理解できます。

では、「(4)特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実」です。卒業後なので、学校がどれだけ関われるかということ、かなり限定された部分がありますが、ここにありますように、卒業後の自分の姿というものをイメージしながら、学校に在籍しているときに様々な支援を行うことが、障害者の生涯学習の取組の充実につながるという部分です。それから余暇を含めたQOLの向上というのも、やはり学齢期において、芽になるようなもの、萌芽になるようなものが、そこで、少しでも育てばいいのだろうという視点での成果と課題があるということです。

目標2「学校づくり」です。

「(1)共に学ぶ教育環境づくり」についてです。ユニバーサルデザインの授業の取組が、それぞれ、色々な学校で、私も見学しましたが、小中学校でもなされています。それから、居住地校との交流及び共同学習が充実してきています。ただ、新型コロナウイルス感染症の流行がありましたので、一時的にはどうしても十分できなかった部分もありますが、それを逆手に取るかのようにICTを活用して、交流の場を拡大していきました。これは今までになかったことですから、次のステップにとっては重要なことなのだろうということで、課題として挙がっていますが、ある種の成果なのかもしれません。

「(2)特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実」ということで、特別支援学級及び通級というのは、どんどん、様々な形で充実してきています。ただ、重要な指摘があると思いますが、特別支援学校が有する指導のノウハウや就職等に関する知見の活用などに関しては、高等学校は、特別支援学校との連携が必要だろうといった指摘と、それからもうひとつ、高等学校に関わって通級担当者間での情報共有や教育相談の対応ということで、校内体制を構築していかななくてはならないという指摘があります。

では、「(3)医療的ケアの推進」です。医療的ケアは、様々な形で充実してきています。ここに課題としてありますが、ケアの内容が複雑で、なおかつ高度化してきているということで、対応していた

だく医療関係者の方々にとっては、日々の様々な対応というのが、専門性をより高度にしなくていけないという部分があるのだろうということは、傍から見ても分かることです。そして、その子供たちが通学する上では、送迎車両あるいは同乗する方々への対応の部分を検討しなくてはならないという指摘はそのとおりで、これはなかなか、これまでもやってこられたところですが、まだ課題として残っているということだと思います。

それから、「(4) ICT機器の活用」ということで、これはもう、特別支援教育に限るものではないと思うのですが、ただなかなかやはり難しいのは、障害種別や児童生徒の発達段階に応じて、それぞれのスキルを、どうやって支援するかということと、子供さんたちのスキルに見合う形で教員のスキルをどうやって高めるかという、これまた容易ではないというのがあるという指摘があります。

それから、「(5) 教員の専門性・指導力の向上」です。様々な形で研修等が充実してきています。ただ、特別支援学級の担任が培った専門性が組織的に蓄積されない傾向があるというのは、従来から指摘されている点であろうとは思いますが、どのようにやっていけばいいのだろう、ということが、課題としてあります。

「(6) 教育環境整備の推進」ということで、狭隘化の問題が、私どもが始めたこの審議会でなんとか解決できるのかなと思ったならば、まだまだ残ってしまっているというか、ますます大変になってきているという状況もありますので、それについて様々な検討をしていただいて、これからも老朽化や将来の推計を見ながら検討していくという課題があるということのようです。

目標3「地域づくり」です。居住地校学習、交流、共同学習に関わりますが、だいぶ根差してきて、そしてインクルーシブ的な視点というのが、地域の中に芽生えるような活動をなさってきたということです。そして、まだまだ、特別支援学校、特別支援教育については、十分、一般的には認知されていない部分があるということは、課題として指摘されているとおります。

それから、「(2) 市町村教育委員会への支援」というのは、就学相談については市町村に移行したわけですから、それを単に移すだけではなくて、サポートをしなくてはいけないというのは、前からここで議論されていたところですが、それを継続する、ということです。

それから、「(3) 特別支援教育の推進に向けた理解啓発」ということで、「宮城県障害者支援のつどい」を開催して、雇用の優良事業者等の表彰、あるいは県内の企業へのアプローチというのがなされてきました。これもまだこれからも充実しなくてはいけないという課題を持っているということが指摘されています。

ざっと復習をしてみました。どの点からでも結構ですので、どうぞ皆さんから意見をいただいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

伊藤委員、お願いします。

【伊藤（清）委員】

伊藤です。2点お伺いしたいと思います。資料1-3について伺いたいのですが、1点は、11ページの「教育環境整備の推進」につきまして、これは以前から狭隘化によることを言われていたと思うのですが、ここに書いてある学校さんは多分、2011年の東日本大震災以後、新しく改築なりと思うのです。それで、前回もちろとお話ししたと思うのですが、災害対策についてです。もちろん狭隘化による整備も必要ですが、同時にやはり東日本大震災を受けて、災害時の避難とかといったことを、何か別立てでもいいので、付け足していただくことはできないのかなということを感じました。特に、既存校を改修するとなると、限られた中でしなければいけないことなどもあると思いますので、県民の方々も、やはり災害時の避難とか支援とか、とても関心があるところだと思いますので、まずここに何か期待できればありがたいなと思っています。

2つ目は、13ページ「特別支援教育の推進に向けた理解啓発」の「成果」の一番最初に、リーフレットを作成して配布することにより、適切な理解啓発を図ったとあるのですが、別の会議でもよく話すのですが、配布することによって理解啓発が図られるのかなということを思っています。配布して、それをフィードバックして、ということであれば、理解啓発が図られたのだということは分かるのですが、配布した段階でイコール理解啓発につながるのかという疑問があります。たまにこういった文言が出てくるので、何か、配布した中でアンケートを取るなり、関係者の間でフィードバックするなり、それによって始めて、啓発を図りました、という書きの方がよろしいかと思っております。この2点、気になりましたので発言させていただきました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【事務局（曾根専門監）】

ありがとうございます。1点目の、東日本大震災を経験した我が県として、災害対策の取組について、施設整備の部分に記載が必要ではないかというお話でした。今回この成果と課題につきましては、今やっているもののまとめでございまして、今おっしゃっていただいたような、将来的な部分に考えさせていただきたいと思っております。

2番目の、リーフレットを配布したことによって、それを成果というのはいかがなものか、という御指摘ですが、おっしゃるとおりでございますので、少し表現等を工夫したり、バックデータ等があるのであれば、そういったものも加えさせていただくような形で、成果として取りまとめさせていただければと思いました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。そうですね。震災の話はやはり避けては通れないですから、狭隘化との兼ね合いもありますし、そこでの部分は、調整等、これからさらに必要かなと思います。リーフレットの話は、やはりエビデンスと最近言われますので、ただ全てがエビデンスが取れるものとは思いませんけれど、そういうものがあれば、活用していただければと思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。では他にいかがでしょうか。

なかなか出ないと、いつものように当ててしまいますが、よろしいでしょうか。では遠藤先生お願いします。

【遠藤委員】

特別支援学校長会の遠藤と申します。説明どうもありがとうございます。

次期の将来構想に向けてということで、お願いといいますか、私の考えで、参考になるかどうか分からないのですが、聞いていただければと思います。特別支援教育は、2つの方面から、いろいろなものを考え、まとめることが必要と思っております。1つ目が、「障害のある子供への教育内容とかシステム」としての特別支援教育です。それから、2つ目として、「特別支援教育の考え方とか理念を活かす」。例えば学校運営とか、全ての児童生徒への支援とか、特に子供理解の部分とか、こういった2方面から、考えていくことが必要ではないのかなと思っております。特に、特別支援学校ではなく、通常の学校での特別支援教育を広めるためには、そういった「考え方とか理念を活かした」といった部分が必要になってくるような気がしまして、この2つを整理した、次期の将来構想ができればいいなと、個人的に思っているところです。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。インクルーシブ教育システムをいかにして構築するかというのは、この審議会でも議論の対象になりました。今おっしゃるように、それをここの中だけで留めてはいけません。そういうインクルーシブな社会を構築するというのは、今おっしゃるように、通常の学校等も含めて、支援が必要な子供は通常の学校等にもたくさんおりますから、そこに向けたシステムあるいは指導、それから理念ですね。学校運営がそうでないと、そのシステムも活かないだろうということになりますが、それをどうやって取り込んでいくかということですが、直接的な回答は難しいかもしれません。いかがでしょうか。

【山内課長】

ありがとうございます。特別支援教育課 山内です。今、お話いただきましたところにつきましてはとても大事な御指摘であると思っております。特別支援教育課の事業におきましても、従来の特別支援学校を中心とした特別支援教育の部分と、いくつかの場面で今回も書かせていただきましたが、いわゆる特別支援学級、通級による指導、通常の学級、それぞれに困難さを抱えたお子さん方がいらっしゃるというところにアプローチをしていくことが、特別支援教育に今求められているひとつの考え方なのだと当課でも捉えているところです。今お話しいただいたところについては、管理職も含めた教員の研修等についても、少し考えていく必要があるのだろうと捉えておりますので、どのような形で入れられる

か考えてみたいと思います。以上です。

【村上会長】

先日、県の教育振興審議会があって、私もそこに参加させていただいておりました。そこでも特別支援教育の充実とともに、私が申し上げたのは、できたら将来「特別支援教育」という言葉はなくなる方がいいのだということをお話してきました。つまり、みんなが、どこでも、困っている子供たち、支援が必要な子供たちに対応できるシステムを持っている学校、ということをお願いできればということだったのですが、今日は幸い、教育企画室あるいは教職員課、義務教育課、高校教育課等の方々がおいでですので、多分、今のお話を聞いていただけるのかなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。千田先生どうぞ。

【千田委員】

千田でございます。前の業務の関係で20分ほど遅れてしまい、申し訳ございませんでした。

会議のたびに毎回同じようなことをお話しているような気がするのですが、今年、特に感じていることがあります。今御説明いただいた中の目標2「学校づくり」のところの「教員の専門性・指導力の向上」と、それと密接な関係があると思うのですが、特別支援学校のセンター的機能の向上との関わりについて、今現在、非常に悩ましく思っているところです。

障害のあるお子さんたちが、自分の持っている力を可能な限り伸ばしていけるということのためには、やはり担当する先生方の、専門性の前に指導力、教員としての基本的な資質も含めてなのですが、指導力というのが非常に重要になると思います。目標2(5)の課題に、特別支援学級の担任が培った専門性がなかなか蓄積されない、とありますが、この課題はいっこうに解決されません。特別支援学級の担任の先生は毎年変わることが多いと聞きます。そうではない学級もあると思いますが、私は、視覚障害のお子さんを専ら担当していますので、弱視の特別支援学級について申し上げたいと思います。弱視特別支援学級は全部の学校にあるわけではなく、全県でも30いくつぐらい、数的には多分、他の障害種に比べれば非常に少ないと思います。そのようなこともあって、弱視特別支援学級の担任の先生は、2年継続するという割合が本当に少ないのです。2割ぐらいは継続ということもあるようですが、あらかたの学級で担任が毎年変わってしまいます。せっかく1年かけて培ってきたことが、また振出しに戻ってしまいます。そうすると、子供たちはなかなか自分で訴えることができないこともあり、大変悩むのが、お父さん、お母さん、保護者の方たちなのです。

日常的に私は、保護者のお話とか、あるいは指導に当たる先生方のお話を伺う機会があります。10年以上も前から同じ話を伺っていて、同じ相談を受けていて、特に福祉の分野に入ってから、学校を一旦離れたということ、なおさら深いところの御相談を保護者の方から受けることがあるのですが、我が子のことを思うと、もうどうしたらいいのかわからないと非常に悩んでおられます。

つまりは、我が子の力を十分に伸ばしてもらえただけの指導をしていただけないのではないかと不安です。教材の準備から始まって、本当にこの学校に我が子を置いていいのだろうかと思っている保護者が少なくありません。時代に逆行するのではないかとと思うのですが、せっかく地域で学んでいながら、これでは特別支援学校に転校しようかと考え、実際に転校した例もあります。今年も、いくつかありました。こうしたことから、特別支援学級の先生方の指導力の向上、専門性がないところからスタートするケースが多いと思うのですが、その指導力をどうつけていくか、ということに本気で取り組んでいただけないかなという思いを強くしています。

そのためには、やはり特別支援学校の先生方のセンター的機能が非常に重要になってくると思います。特に視覚障害の場合は、普通の学校の先生方で、視覚障害教育について知っている方はほとんどいらっしゃいませんので、視覚支援学校の先生方でないと、指導のノウハウは伝えることができません。仙台市だからとか宮城県だからといった境目をつけずに、とにかく宮城県内にいる視覚障害のお子さんについては、視覚支援学校の先生方が、必要に応じてタイムリーに支援をするというような、そんな体制をぜひ作っていただきたいと切に思う次第です。

そのためには、予算というものがどうしても必要だと思うのですが、そこも含めて、切実な親御さんとか、声にならない子供の声をぜひ聞いていただいて、本気で取り組んでいただければと思います。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。今の指摘は、この審議会が始まった時点からずっとなされています。今日は御欠席ですが、聴覚障害に関わる庭野先生も、非常に同じような指摘をなさっているところです。

今伺った中で、特別支援学級の先生方の専門性ということ、そして転校したという、そういう話を伺うと、視覚障害、聴覚障害は、より専門性が高いですが、なぜ知的障害の高等部に、そういう中学校の子供さんが入ってくるかという、狭隘化とも関連するような内容なのだと思います。専門性が、やはりどれだけ中学校あるいは高等学校の先生方は、特別支援に関する専門性をお持ちなのか、あるいは親は、そういった専門性を持っていらっしゃるというふうに認識できるのかということと、かなり軌を一にした問題なのだろうと考えます。そしてそれが、先鋭化する形で、視覚障害、聴覚障害には現れるということになると、ますますインクルーシブ、あるいは特別支援教育になったがゆえに、逆に今の御指摘が、より強い内容として、私どもは受け止めなくてはならないのではないかと理解するところですが、そう考えてよろしいですか、千田先生。

視覚障害、聴覚障害だけではなく、私はやはり、知的障害の高等部があれだけ増えていくというのも同じ問題なのだろうと思います。そうすると、いかに、その特別支援学級、あるいは中学校の特別支援学級、高等学校の先生方に、特別支援学級、あるいは特別支援学校の先生方の専門性をどうやって引き継いでいくか。

ただ難しいのは、属人化してはいけないところがあるのですよね、やはり。確かに長い経験をお持ちということ、それは大事なことなのだと思うのですが、属人化してしまうと名人芸になってしまう部分があるので、ここの兼ね合いは、何かシステムなり、あるいは支援する体制のようなものを構築しない限り引き継がれないというか、その先生が辞めてしまうとおしまいになって、結局同じか、という側面があります。そこをなんとか整備していくとなると、他のところでモデル事業みたいなものの指摘がありますから、こういうところもいくつかの学校、特に視覚・聴覚等の支援学級の子供さんたちの問題を中心に、モデル事業化するようなことも考えてもいいのかなと思います。すみません、これはもう私の意見になってしまいました。

では杉浦先生、よろしくお願いします。

【杉浦委員】

今のシステムの話を広げてもいいでしょうか。実は、校長会の方でも話題になっていたことがありまして、いわゆる「交流及び共同学習」で、居住地校学習が実施されているところですが、他の都道府県によっては、その居住地にある学校に副次的な学籍を置いて、そこに行き来を円滑にして、意識を高めて、学びの深まりを持たせているところがあります。

校長会での話題というのは、その逆で、今の話と関連すると思うのですが、特別支援学校に籍があって、地域の小中学校に副籍を置くという今のやり方とは別で、小中学校に主籍を置いて特別支援学校に副籍を置きます。そうすると、小学校での弱視学級の子が、視覚支援学校に副籍があるので通いやすくなります。これまでの、月何回というところの回数ではなくて、保護者の方が、「今週の水曜日は、視覚支援学校で勉強しますよ。」というふうに連れてくることができます。そうすることで継続した専門的な支援が受けられます。特に、点字などは、早くから始めた方がいいと言われていまして、そのような学習というものを系統的に整えていけたらということが、話題として出ていました。

小中学校に籍を置いて、特別支援学校に副籍を置き、そして支援の充実を図っていこうといったシステムのお話になりますが、話題として出させていただきます。

【村上会長】

ありがとうございます。それでは、伊藤先生お願いします。

【伊藤副会長】

今のことに関連して2つほどお話しします。かつて、特殊教育センターの長研の中には、今はどうなっているか分からないのですが、長研Cというものがあり、これから特別支援教育を担当する人に6か月間の研修をしていた時期がありました。例えば今、聴覚とか視覚、高等部のことも出ましたが、そういう研修のスタイルというの也被えられるなという気はします。そして、特に視覚とか聴覚の場合は、学校数も少ないですから、実際にその学校で長期間の実践的研修を積むことによって、今の問題をある程度解決できないかなというのがひとつです。

それからもうひとつ思ったのは、平成19年度に、特別支援教育という言葉が出たとき、いわゆる盲聾養護学校から特別支援学校になったときですが、今までの1つの障害種だけではなく、2つなり3つの障害の子どもがひとつの学校にいるということが可能になったわけです。そのとき、私も実現はできなかったのですが、例えば県の北部に住んでいる聴覚障害者がいたとします。でも学校がないのです。そうすると、近くて小牛田の聴覚支援学校の分校とか、あるいは寄宿舎の本校に入るとか、小学生の時点から、そういったことをしないといけないわけです。けれども、考え方によっては、例え話ですが、金成支援学校とか迫支援学校とか、それらはいわゆる知的障害の支援学校ですが、障害種の枠を取っ払ってしまえば、そこに知的障害の分野と、例えば数は少ないですが、聴覚障害の部門があって、そこで学習することもできるだろうと。そこに例えば、かつて聴覚支援学校に勤務した人とか、視覚支援学校に勤務した人が、そこに勤務することによって、かなりの専門性を発揮できるのではないかな、といったことも考えられるなと思っていました。実現はしなかったのですが、そういう考えもあるのかなといったことを、今お話ししました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。どうでしょうか。今までの、学籍等も含めて、いろんな考え方、検討の材料がありそうですが、何かありましたらよろしく願いいたします。

【山内課長】

ありがとうございます。かなり大きなお話をいただいたところです。

まずはじめに、千田委員からお話がありました。毎年、特別支援学級担任の多くが変わる、これはこちらとしても課題として捉えているところで、総合教育センターで「特別支援学級新担任者研修会」というものを毎年行っているのですが、そこでは例年180人から200人ぐらい、新担任者が研修を受けているという現状があり、実はこれまでも、ずっと課題として言われているところかなというふうに思っているところではあります。一つ難しいところとしては、校内人事につきましては、学校長というところもございまして、校長先生方の御理解というところも、こちらとしては、これからの課題としてあるかなというところです。

それに関連して、副籍の話が一つありましたが、こちらにつきましては、校長会の方からも情報はいただいております。他県の取組などもあるので、そのあたりは研究をしながら、どのあたりが可能なのか、宮城県でできるのか、あとは会長からもお話がありました。例えばモデル事業をどこかのタイミングかで立ち上げるなどしながら、少し研究をしていくということもあるのかなという思いで、今お話を伺っていたところです。ちょうど今年から、視覚障害、聴覚障害につきましては、早期支援の分野でのモデル事業を立ち上げたところで、3年間というところもありますので、そのような中でも、研究とか、ニーズなども改めて整理をしながら、今いただいた御意見等を、次期将来構想にどのように入れていくかということもありますし、直近のところもあるのだと思いますが、少し検討させていただければと思います。

それから最後、伊藤副会長からお話いただきました。教員研修の在り方ですとか、あとは障害種を外した特別支援学校の在り方について、他県では総合支援学校という考え方もあると伺っておりますので、宮城県はまだそこまではいっていないのですが、その辺についても、今後、次期の将来構想にどのように入れ込んでいけるかということも含めて、ぜひ改めて考えながら、皆様からも御意見をいただければと思います。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。かなり広がってしまいました。

どうぞ、どこからでも結構です。よろしく願いします。では森元委員、よろしく願いします。

【森元委員】

先ほどの千田委員のお話で、保護者としてお話をさせていただけたらと思っております。年度ごとに先生が変わる不安というものはあります。ただ、変わらないときも不満があります。やはり相性等もあり、変わってもらいたいときもあります。そこはやはり学校の校長先生等、いろいろ考えていただきまして、1年ごとに、そのお子さんはもう1年その先生がいいのか、それとも年度が変わって、先生に執着しないように指導された方がいいのか。そのように説明していただきますと、“ああ、こういうわけで先生

が変わったのだな”とか、“あのお子さんは年度が変わっても同じだったのだな”と、保護者の方も納得できると思いますので、そこを配慮していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【村上会長】

ありがとうございます。そうですね。属人化しなくてはいけない部分と、そうなってはいけない部分がありますから。他にどうでしょうか。では、永野委員よろしく願いいたします。

【永野委員】

宮城県手をつなぐ育成会の永野と申します。説明ありがとうございました。

今話題になっている、居住地校学習推進事業についてなのですが、まず1点は、具体的にどのような内容の取組をされているかということをお伺いしたいと思います。それからもう一つは、人数が増加しているということなのですが、実際利用するときには学校側の事情と、それを利用する子供側の事情というものがあるのだらうと思います。そして、この313人、428人というのは、どのぐらいの割合になっているのか、その辺のところを教えてください。

例えば、利用するのに、こういうところが課題になって、利用可能ではないといったことがあるのかどうか伺いたいと思います。私も障害のある子の保護者なのですが、小学校は地元の学校に行き、中学校から支援学校に通学しました。小学校は、近隣の支援学級のある学校に通いました。ですから、学校の友達は、小学校のときは一緒なのですが、あとはずっと会ってない状態です。となると結局、地域に友達がいないのです。離れたところで、これは支援学校に通っている人も同じなのだろうと思うのですが、そうすると大体親と一緒に行動するくらいで、なかなか同世代の人との交流というのが広がっていかない状態があります。そういう中で、居住地校の学習をともにすることで、知り合いが、“あ、あの人うちの近くに住んでいたな”ということで、理解をしてもらえ、あるいは子供が安心して生活できるということにもつながっていくのかなと思います。そういう意味では、居住地校の学習という取組をさらに広げられればありがたいと思っております。まずは、どんな内容なのか教えていただければと思います。

【村上会長】

よろしく願いいたします。

【山内課長】

ありがとうございます。居住地校学習につきまして、宮城県の状況になりますが、まず最初にお話がありました割合につきましては、資料1の3の5ページ目を御覧ください。そちらの下の表に、経年で居住地校学習の実施状況を掲載しております。一番下が、令和5年度の状況ですが、支援学校数は22校で、ずっと右に行っていたとしますと、交流実施割合というのが、右から2列目の欄にあるのですが、そこが35.5%ということで、小中学部の在籍者数を参加人数で割った数ということで、大体35%で、平成27年度からずっと見ていただきますと、令和2、3年度はコロナの関係がありましたが、大体3割ぐらいの特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校で交流学習をしている状況となっております。これが高いか低いかはまだまだ議論の余地があるとは思いますが。

次に内容ですけれども、知的障害特別支援学校の例で申し上げますと、まず一つは大体年に1回か2回の交流となっていることが多いと捉えております。支援学級であったり、その学校の事情によりまして通常の学級であったりというところがございますが、子供が、1回、春、夏前くらい又は秋口に交流に行き、また学校に戻ってきて、またもう1回くらい交流します。その中で、半ば合同学習のようなイベント的なものから授業的なものまで、その子供の実態に応じて、担任の先生が、その小学校・中学校の方に1回出向き、子供の実態によってどういうことができるかというプログラムのすり合わせをするという機会を持ち、それを持ち帰って保護者とのやりとりを進めていくというところが、現状かと思っております。プログラムは本当に様々だと思います。課題としては、希望制というところがありますので、保護者の御希望によって実現するところと、受け入れる方の、小中学校の事情、時期的なものもございまして、多くは調整をいただいているようですが、場合によってはオンラインによる方法も含めて、最近では行われているようです。

先ほど成果の方でもお話ししましたが、オンラインにつきまして、特に重複のお子さんの場合、居住地校交流ですと、今までですと実際に行かないと交流できないというのがあったのですが、オ

ンラインであれば、体調にあまり影響なく、例えば学校であったり自宅であったりに居ながら交流学習ができているという報告はいくつか報告いただいているので、そういったケースも含めての現状です。以上です。

【村上会長】

よろしいでしょうか。だいぶ時間も迫ってきました。どうぞ皆さん、御自分が主に関心のあるところについて、いかがでしょうか。では高橋委員、よろしく願いいたします。

【高橋委員】

高橋でございます。よろしく願いいたします。

今年の8月末になりますが、視察として、ICT機器の活用ということで、実際に、タブレットを使って、こういうことをやっていますよというものを見せていただきました。ありがとうございました。単なるタブレットではなくて、少しロボットのような感じで、子供たちが、不自由なところではない、例えば、知覚とか目の動きで操作ができたりとか、顔きで操作ができたりとか、そういうものを実際に見せていただき、学校でそういったものが多く活用できたらすごくいいなというものを体験させていただきました。

また、オンラインだけではなく、タブレットやノートパソコンなどを導入した教育が、学校内でより多く、これからは必要になってくるでしょうし、また、その指導する先生方のスキルもかなり求められてくるかと思えます。普通校を見ましても、やはり日本はまだまだその部分が遅れていると思えますので、これからはすべての子供たちがそういったものをフルに活用して学べる環境、そしてそれを指導してくださる環境が整っていくと、より良い時代になってくるのかなということも感じました。

また、ICT機器の活用の中に、「入院生徒に対する教育保障体制整備事業」ということがあり、子供が入院したときに、そういったものを活用して、病室の中から授業に参加できるとか、その病室も、個室の場合、または複数の場合のときにもこういった活用方法でできるのだということも知ることができました。入院というイレギュラーな場面でも、子供の教育がそういった形でフォローされるというのはとても素晴らしいと思えました。また、そういった入院生活がもし目の前にあった場合に、保護者の不安もあると思えますので、そういう形でフォローができる、こういった機器を活用して、子供たちと一緒に学べる環境がある、ということをもっともっと、より多くの発信の仕方で、たくさんの保護者の方に届くと、安心が伝わるのかなということも感じました。どの場面で、どれぐらい、こういったICT機器活用をしていますということが伝わっているのかなと感じたものですから、そのあたりも伺えればと思います。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。ICT機器の活用状況について、具体的なところをいただけますでしょうか。

【山内課長】

ありがとうございます。ICTの活用については、GIGAスクール構想が令和2年度までに整備をされたところでして、まさに今お話しいただいたとおり、これからどう活用していくかというところが一番の課題であろうと思っております。小・中・高等学校におきましては、御承知のとおり、大分いろいろなところで使われているということも目にしますが、特別支援学校につきましても、今お話しいただいたとおり、教員のスキルというところも含めまして、お子さんの実態に合わせて、機器の操作であるとか、こういったアプリを使うとか、それぞれ異なってまいりますので、そういったところの教員のスキル向上というものも必須なのだろうと考えているところです。

県の教育振興基本計画も、今見直しを進めているところですが、その中でも、教育DXというところを横断的な視点でということで、入ってきているところでもありますので、特別支援教育の中でも、そういったことを踏まえて、充実させていく必要があると捉えているところです。

学校への発信の仕方につきましては、今のところは確かに若干、浸透していると言われると、なかなか発信力はまだまだ弱いかなというところは、まさに課題であると捉えているところなので、今後、発信の仕方につきましては、検討していければと考えております。ありがとうございます。

【村上会長】

ありがとうございます。今のICTというのは、確かに学校の中で子供たちが使うというのはあると思うのですが、就労とか、将来働く状況になると、今は当然そういったものが当然のスキルとして求められているところですので、できましたらそういった就労等の関係で、お話をいただければありがたいのですが、小野寺委員いかがでしょうか。就労とICTに関わらなくても結構です。将来の就労に関わって、子どもはどうやって育てていけばいいのだろうという点についてこれから議論が必要だと思しますので、お話いただければと思います。

【小野寺委員】

宮城労働局の小野寺です。

正直に申し上げまして、ICTの部分については現状、私は今何も申し述べられるものがなく、大変申し訳ございません。ただ、やはり先ほどからの議論を踏まえて、我々労働局としては、労働・雇用という観点から少しお話を申し上げます。

目標の「自立と社会参加」の中で、特別支援学校における就業定着の支援等について、先ほどから成果と課題等、御説明をいただいているところです。まず、前にもお話ししたように、現状、当局における、いわゆる障害者の法定雇用率におきましては、昨年度の数値が47都道府県中38位ということで、今年度の数値はおおよそ取りまとまってはきておりますが、まだ公表できる段階ではありませんので、具体的な数値については申し述べることは差し控えさせていただきますが、大変厳しい状況ではないかということが予想されているところです。おおよそ前年度並み、もしくはそれよりも落ちなければいいなど、我々としては危惧しているというのが現状です。

私は思うのですが、なぜ47都道府県が並べられるのだろうなど考えるときに、やはり、宮城県が38位ですよという、ただそれだけの話ではなくて、宮城県が問われているのだろうと思います。いわゆる宮城県の雇用率というのは、宮城県そのものが問われているのだろうと、私はよく思って、数字を抑えているところです。

それだけに、我々行政の力不足は当然、否定はいたしません。ただ、やはり企業の方の意識というのが、まだまだ熟成しないというところについて、なぜなのだろうと日々悶々としているところです。先週の金曜日ですが、我々労働局、そして宮城県の協力もいただき、障害者の支援団体と企業とで直接話し合いをしてもらう、企業の悩みを支援団体の方にぶつけてもらい、どういった支援が受けられるのだろうか等々について、直接話をしてもらう機会ということで、エキスポというものを開催させていただきました。支援団体が26団体、企業が約70社、参加いただいたところです。目指すところ100社と我々は目標立てしたのですが、届きはしませんでした。逆に言えばそれだけ多くの企業様が、支援団体の方に直接来て、我々が雇用する上ではどうしたらいいのでしょうか、いわゆる本当に入口のだけれどどうしたらいいのでしょうか、というところについて、意見もしくはいろいろな参考程度にお話を聞いていかれるという姿を、我々の方では見ていたところです。

そこに、当局の局長の方も、自分も是非ということで出席し、26団体の企業様全団体と、局長自らが意見交換・名刺交換をしたところです。当局としましては、障害者の雇用という部分については、とにかく最優先の最重要課題と捉えて、しっかり進めていけということが局長の大きな号令ですので、ここはより一層、皆様の方と連携をしていかなければならないと思っております。

そして、先ほどから、支援学校の先生方のお悩み等々もお聞かせいただいたところですが、実際、我々の方に優良企業の認定制度で「もにす認定」というものがあります。“障害者、健常者が共に進む”の間をとって、「もにす」という言葉にしているところですが、その「もにす認定」について、今年度は、2社進めたところです。1社が小売店、もう1社は飲食店ということで、両方フランチャイズですが、1社はカー用品のオートバックスのフランチャイズ、もう1つはハンバーガーショップのマクドナルドのフランチャイズということで、推し進めたところです。小売店もそうですが、飲食店が「もにす認定」を受けるのは全国で2例目と聞いております。要は、マクドナルドは、皆様も御存知と思うのですが、表から見えるところで、いろいろな作業をしたり、接客をしたりします。そこに障害者を雇用するということです。16店舗で17人の障害者を雇用しているということです。

なぜそこまで進んでいるのかというと、やはり何かのきっかけで、障害者と共に仕事をするということが当たり前だと気付いた企業が、そのように進んでいっているところを、私は、生の声として聞いております。ですので、今回のエキスポもそうですが、こういった機会に「もにす認定」を受けた2社は、障害者雇用に気付かされましたといった声を、実際に聞いているところです。

ですので、私は、本当に障害者・健常者の共存共栄というものは可能だと思っております。それが労働

局の考えです。きれいごとではなく、労働局としては、そこをすべて本気で進めていくということで、別に局長に号令をかけられているからではなく、私も、そこを預かる長としましては、そのところを真剣に今考えていて、今年度が、もしまだ厳しい数字であっても、次年度は必ず取り返すといったところを、本気で取り組んでまいりたいと考えております。何卒よろしくお願い申し上げます。以上です。

【村上会長】

ありがとうございました。突然に振って申し訳ございません。

先ほど70社というお話がありました。ということは、この70社は、雇用に関して、いわば積極的な意向を持っていると理解してよろしいのでしょうか。

【小野寺委員】

実際に、そのように考えております。ただ、その70社は、おっしゃるとおりで、自らが積極的に進めていかなければならない、もしくは今雇用しているところでの悩み等々も含めてということになりますので、やはり「障害者」を特別の目で見えていないということが70社なのだろうと思います。

ただ、我々が一番危惧しているところは、人手不足のゼロ人企業です。今のところは43.5人に1人、2.3%の雇用率ですから、それが次年度には2.5%で40人に1人、令和7年度には2.7%で43.5人に1人という形で、どんどん目標の雇用率が進んでいくということになるわけですが、その1人の雇用を進めなければならない企業が、ゼロ人雇用であるということが一番の問題と捉えております。

それだけに、我々労働局の主管課としましては、各ハローワークに今徹底して指示しているのは、未達成企業を全社回って、何度も回って、徹底してその意識付けをしなさいというふうに行っているところです。やはり我々の手足となるのはハローワークですので、ハローワークの方で、とにかく徹底して、企業とその辺について腹を割って話をしなさいという指導をしているところです。70社が多いか少ないかという議論よりは、そこから増やしていく、いわゆる「もにす認定」の話を先ほどしましたが、モデル企業となるようなところをどんどんオープンにして前に進めていく良い材料になればいいのかなと考えています。

【村上会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。西澤委員よろしく願いいたします。

【西澤委員】

宮城県臨床心理士会の西澤です。よろしく願いします。

私も「自立と社会参加」に関して述べさせていただきます。

9月に小牛田高等学園の方に視察に行かせていただきまして、目標1(4)にあります、進路充実事業研修会を見させていただきました。そのとき、支援者側の方のお話と、就業している卒業生の方からのお話を聞かせていただく機会があり、3人の卒業生の方がいらして、直接質問させていただく機会もあったのですが、学校のカリキュラムや実習で学んだことは、卒業してからすぐ活かして、学生時代にこういうことを教わらず今困っていることは、ありませんと自信を持っておっしゃっていたことがすごく印象的でした。もちろんそれは長く定着がなされているからこそ、その場に呼ばれているということもあると思うのですが、非常にカリキュラムが充実しているのだなと感じたところです。

それから、支援者側の方のお話からは、小野寺委員もおっしゃっていた障害者雇用率の話なども聞かせていただき、やはり今までよりも小さい事務所でも、障害者雇用をしていく上で、まずよく知らない、よく分からない、というようなところが一番の課題になっているという話がありましたので、「(3)特別支援学校における就業定着の支援」の障害者雇用プラスワン事業といったような形で、まず見ていただく機会、あるいは先ほどの話にありました、直接支援団体の企業と直接お会いしてお話する機会というのは非常に今後重要になっていくところではないかと思っておりますので、力を入れていただけるといいと思います。

それから、そういったところで、就労する側の生徒さん、あるいは保護者の方、それから雇う側の企業の方の、お互いの理解が進むことによって、アフターフォローの部分も、おそらく少なくなっていくのではないのでしょうか。こちらに書いてある言葉でいえば、「過度な負担」というものも少し減っていくのではないかなと思っておりますので、そういった取組がなされていくことで、いろいろと良い循環にな

っていくのではないかと思います。

と同時に、心配しているのが、(3)の一番下の「令和4年度の高等学園卒業生の一般就労が90%超」ということで、素晴らしいと思うのですが、ではこれを100%にしていくことを目標にするといいかどうか、ということです。もちろん、支援学校で非常に多くのトレーニングの機会があって、就労の準備ができているお子さんも多くいると思うのですが、臨床心理学から言えば、子供の発達の中で、まだ高校卒業する年齢の段階で、就労する準備が完全に終わらない、もう少しの年月による自然な成熟が必要なお子さんもやはりいると思いますので、何が何でも就労というところに結び付けてしまうと、結局ミスマッチ等が起こりやすくなってしまわないかと思えます。一般社会で見ても、なかなか、高校卒業の年齢で就業できるというところまで成熟しきっていないお子さんも多くいると思います。この資料の中でも、卒業生の進路を見せていただくと、進学とか色々ありますが、このようにある程度柔軟な進路選択の余地、そのお子さんに合った進路選択というところを考えていけるような体制づくりというものも、一方であるとよろしいのではないかと思います。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。他にどうぞ。佐藤委員よろしくお願いします。

【佐藤委員】

仙台二華高等学校の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

今、西澤委員からお話のあった、小牛田高等学園について、私、前任で勤めていたということで、いろいろお話いただいて嬉しく思う部分ですし、いろいろ努力したこと、また工夫したこと、そして県の特別支援教育課と細やかに積み上げていったものが、そういった成果にもつながっているのだなというところで、嬉しく思っております。

その中で、もし、次期構想の中に、入れることができるのかどうか難しいかもしれないのですが、考える視点として入れていただけたら、思い描いているものは、今90%を超えているところで、かなり高いですが、まだそこまで育っていないとか、意識が高まっていない生徒もいるというところで、高等学園の上に、専攻科のようなものが作れないのかというものも考えたことがあります。仙台の私立で、仙台みらい高等学園さんというところでは、専門学校と繋がることで、高等学園を3年で終えて、その後専攻科に行って、そこでより技術を高めて、卒業して就労へつなげていくというイメージもあります。全員が専攻科に行くわけではないと思いますが、そういったニーズの中で、高等学園のみならず、高等部を卒業した生徒も、そういったところで繋げていけないのかなというのも、以前考えていたところです。

もう1点ですが、今、取組の中で、生徒の卒業後のアフターケアというところで、1年、2年は、定着につなげるためにいろいろな相談に乗ったり、又は、枠組みの中の会議の中に参加してもいます。そういったところは特に予算がついていないところですが、そういった枠もあるがゆえに、卒業生は定着が図られて、又は悩みの相談などに行っていると。そういった手厚さも、何らかの形で、多くの皆さんに知っていただいて、安心して就労に向かってもらえればと願うところもあります。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。専攻科について、御検討いただければということですね。今までも、いろいろな学生を相手にしてきましたが、大学生でもモラトリアムの時間が必要な学生がいっぱいおりますので、ましてや発達上いろいろな課題を抱えている子供ですと、それはもっと必要ではないかという印象を、私も持っております。

実は、議題が2つほどありまして、だいぶ押しております。2つ目に移って、後で、御発言がまだの方々には、総括的にお話をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の部分です。「(2)独立・本校化に伴う小松島支援学校松陵校の通学区域の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局(菅原)】

特別支援教育課整備計画班の菅原と申します。

それでは、お手元に配布の、資料2を御覧ください。私からは、独立・本校化する小松島支援学校松陵校の通学区域の変更について、御説明申し上げます。

まず「1 概要」ですが、深刻な狭隘化の課題を抱えている小松島支援学校本校の狭隘化を軽減するため、小松島支援学校の通学区域の一部を、令和7年4月に独立・本校化する小松島支援学校松陵校の通学区域へと変更しようとするものです。

次に、「2 変更に至った背景」ですが、すでに御承知のとおり、仙台圏域における知的障害特別支援学校、とりわけ小松島支援学校及び利府支援学校においては、深刻な教室不足状態が続いており、両校における児童生徒数は今後も増加することが見込まれております。当課といたしましては、小松島支援学校及び利府支援学校両校の適切な教育環境を確保するため、今年3月に「第2期特別支援学校教育環境整備計画」を改定し、その中で小松島支援学校松陵校への高等部設置及び独立・本校化をお示したところでした。

しかしながら、特に小松島支援学校における児童生徒数の今後の状況や、今年3月に開催されました将来構想審議会におきまして、通学区域の見直しに関する御意見等を頂戴していたことも踏まえ、当課として、さらに対策を講じる必要があるものと判断したものでございます。

次に、「3 変更内容」ですが、現在、小松島支援学校の通学区域のうち、仙台市立八乙女中学校区及び仙台市立田子中学校区を独立・本校化後の松陵校の通学区域としようとするものです。

次のページを御覧ください。上段の図は、小松島支援学校松陵校の独立・本校化に係る計画イメージとなっております。下の地図は、通学区域の変更案を示した地図となっております。下の地図で申し上げますと、各特別支援学校及び八乙女中学校区、田子中学校区の位置関係は御覧のとおりとなっております。

再び前のページに戻っていただければと思います。

次に、「4 実施時期」ですが、松陵校の独立・本校化と合わせ、令和7年4月に通学区域を変更しようとしております。

次に、「5 児童生徒の転学（進学）の考え方」ですが、高等部につきましては、学年進行で入学することを考えております。高等部では、卒業後の進路を見据えた職場実習などをすでに行っていることから、継続性を考慮し、このようにしたものです。小中学部においては、原則として松陵校に転学や進学をすることを考えておりますが、保護者の皆様に十分な説明を行い、それでも放課後デイサービスの利用や保護者の仕事の継続に支障がある場合など、児童生徒の生活に大きな影響がある場合には、各相談等を経て現在籍校への通学も認めていきたいと考えております。

次に、「6 今後の予定」ですが、年内を目安に、保護者や関係機関等に対し、お知らせ文書を配布するとともに、対象校の保護者などを対象とした学校説明会を実施し、その中で、個々の児童生徒の転学・進学の考え方も含めて、丁寧に説明していく予定です。

私からは以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。それでは今の説明につきまして、御意見、御質問等いただきたいと思っております。森元委員、どうぞ。

【森元委員】

小松島支援学校父母教師会会長の森元と申します。よろしくお願いたします。

狭隘化につきまして、いろいろと考えていただき、ありがとうございます。何度も、今まで会議の中で発言しておりましたが、やはり小松島支援学校では狭隘化が問題となっており、まず予備の部屋がない、子供たちが落ち着ける部屋がないこと。給食も、子供たちに全員分はあるのですが、先生にはクラスで1食、2食という感じで、給食指導もままならない状況などがあります。また、駐車場の問題もあります。子供が増えれば先生も増えてしまい、先ほども言ったように、職員室も増えることによって予備室が減っていきます。そして、先生が通勤するための駐車場も必要になっております。

ですので、学校全体での行事等ができなくなっており、全学年で集合する行事、例えば文化祭があったとしても、親の参加ができないという状況があります。やはり親は、子供の様子を見たいものです。また、先生方が工夫されて、いろいろ授業をしてくださっているのですが、学習発表会等も、クラス単位、学年単位というふうにはしか進められておりません。やはり全校一括とはいかないですが、各学部で実施していただいて、先輩の姿など、保護者も見られたらと思います。大勢の子が苦手なお子さんもいるのですが、やはりそこで輝ける子、また、そこで自信を培う子もいます。そして子供が自信を持つと、保護者の自信にもなります。学校行事も滞りなく行えるような小松島支援学校になってもらいたいと思

います。

そして、人数が増えるにつれまして、センター的役割というのも負担が大きくなってくると思いますし、また、卒業後の進路指導も、人数が多ければ多いほど、先生方の負担になってくると思います。そのようなフォローも、これからも小松島支援学校のことを注視していただき、見守っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【村上会長】

よろしいでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤（清）委員】

今、森元委員からもお話がありましたが、前回もお話しましたが、やはり関係者の方から先ほど申しました災害のこととか、あとやはり医療的ケアが必要な子供について、今の会の中では、なかなかやはり難しいのではないかという話は出ておりますので、この辺は是非お願いしたいなと思います。それで、本当に皆さんに笑われそうな質問で申し訳ないのですが、独立・本校化をするということですが、学校の名称は変わらないのですか。

例えば、小松島支援学校松陵校という名前で継続するのでしょうか。一般的に独立・本校化すると新しい、例えば地名ができて、小松島と松陵は仙台で言えばそれほど離れてはいないですが、独立・本校化すると新しい名称・地名の学校ができるのかなということ。利府支援学校の富谷校もそうですけれど、その辺はそのままで行かれるのか、何かあるのか伺いたいなと思います。

【村上会長】

よろしく願いします。素朴な疑問です、私も。

【山内課長】

ありがとうございます。独立・本校化ということになりますので、分校ではございませんので、宮城県立〇〇支援学校というところで、今のところ考えているところです。ですので、例えば校歌であるとか、制服であるとか、まだ細かいところは決まっておりますが、そういったものも秋保かがやき支援学校と同じように、新しく決めていくことになります。

利府支援学校の富谷校につきましては、お示ししておりますとおり、新しく独立・本校化する松陵校の分校として付け替わりますので、利府支援学校ではなく、そちらの支援学校の富谷校という形で、付け替えるという形になります。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。その他、今の件につきまして、では伊藤先生お願いいたします。

【伊藤副会長】

私が利府支援学校に勤めたときに富谷校ができたものですから、そのときもやはり、“せっかく6年生になったのに、また富谷に戻るのですか”という話があり、6年生や自閉症のお子さんなど3人くらい、猶予というか、そのままにしたケースがありました。ですので、今回、転学（進学）の考え方で、3点目に、現在籍校への通学を認めるものとするという文言が入ったので良かったです。かつては、富谷校の場合、小学部だけだったので、例えば中学部の生徒がいれば、通学バスは通っていたのですが、今度の場合については、通学バス等の確保というのは大丈夫なのかなと心配でした。自分で通いなさいというのか、バスとか、どうなのでしょう。

【村上会長】

はい。お願いします。

【山内課長】

今お話いただきました通学バスにつきましても、現状、小・中学部につきましては、コースを変更して、例えば、富谷校から、中学部は新しい学校に来るのですが、そこについては、そのバスを運行するという形になります。

ただ、高等部につきましては、自力通学が原則になっております。ただやはり、交通の便があまりよろしくないであるとか、あるいは障害の状態、自力通学ができないお子さんにつきましては、個別に御相談をさせていただいて、場合によっては通学バスの利用ということも、学校で判断していくという形になるかと思っております。以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。その他、今の件につきましてよろしいでしょうか。杉浦先生お願いいたします。

【杉浦委員】

もう一度確認なのですが、小学部・中学部の子で、残りたいと言った場合、例えば利府支援学校に残りたいと言って認められた場合、通学についても、バスは保障されていると考えてよろしいでしょうか。

【村上会長】

どうぞ、お願いします。

【山内課長】

非常に微妙なところございまして、申し訳ございません。個別に御相談をしたいというか、まだそこまで実は詰めているところではなく、特に富谷校につきましては、この後、丁寧に御説明をしたり、御相談をさせていただくことになるかと思っておりますので、利府支援学校、小松島支援学校も含めて、それぞれ学校説明会等で、保護者への御説明のときにも、御質問いただくとお思いますので、対応してまいりたいと思っております。以上です。

【村上会長】

細かいいろいろなことあると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。今の件につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題が一応終わったところで、まだ御発言いただけていない先生方から、総括的な視点で結構ですので、一言ずついただければと思っております。登米の佐々木先生、いかがでしょうか。

【佐々木委員】

登米市立東和中学校の佐々木です。

今日お話し合いを聞かせていただき、まず1点目につきましては、教員の資質向上の点ですが、やはり特別支援の免許を持っている先生につきましては、一人一人の子供の特性に対応した、しっかりとした丁寧な支援、保護者との連携もできていると思っております。それで、宮城県に限ってはどうか分からないのですが、特別支援の免許の取得率というのは、全国的には鈍化している傾向にあると聞いておりますので、研修の方などはたくさん実施いただいているのですが、特別支援学級を初めて担任する教員等に限られていたりするケースが多いようなので、例えば夏休み中に集中講座とか開催していただけたら良いのではないかと思います。

また、特別支援の免許を取るとなると、卒業してから取るとか通信で取るとかとなると、また大変なお金とか、時間、そういったものもかかるようになると思うので、例えば大学に在籍中に、特別支援の勉強については教職免許の必修にするというようなことについて、免許法で決まっていることとは思いますが、大学の方でも特別支援の免許取得の重要性について働きかけていただくというようなことは難しいのかなと思っておりました。やはり特別支援教育ができるという教員は、通常の学級でも、学校教育の活動の中でどの子供にも一人一人に目が行き届く教員ということですので、特別支援教育ができる先生が頻繁に変わるというのは、別の方で頑張ってもらいたいとか、そういうことで変わる、ということもあるかもしれませんので、特別支援の勉強を、しっかりどの先生もできるといいのかなと思ったのが1点でございます。

もう2点ありまして、共に学ぶ教育推進モデル事業の方ですが、こちら、私も見逃しているかもしれませんが、今年度はどの学校が指定されて、どのような取組をしているのかというようなことで、できれば公開みたいなお知らせがあると、例えば地域でやっていなくても、他の地域でやっているというようなことが分かれば、見に行かせていただいて、インクルーシブをどのようにやっているのかというこ

とを勉強させていただきたいと思うところですので、この共に学ぶ教育推進モデル事業というのが、今はどのようになっているのかというようなところ、もう少し発展させていっていただくとよいと思います。

もう1点につきましては、通級指導についてです。通級指導が必要な生徒についての、保護者の理解というところは、なかなか学校だけでは保護者の方に御理解いただくというのが難しいという状況も今ありまして、もう少しそのところは、例えば支援学校の先生などに御指導いただいて、センター的機能を発揮していただいて、地区で、保護者にも何か研修をしていただけるような、そういう形で通級指導というのはどのような支援なのかというような方向ですね、通級による指導の推進というところをもう少し進めていただくと、学校としては非常にありがたいというところがございます。以上です。

【村上会長】

では、その共に学ぶ教育推進事業のところと、通級の部分についてお願いします。最初のものは、私どもも答えなくてはならない部分があると思いますので、後にします。ではモデル事業の方からよろしくをお願いします。

【山内課長】

共に学ぶ教育推進モデル事業ですが、3年周期でやっておりまして、今年で終期という形になりまして、来年度、フォーラムを開催したいと思っております。現在の第3期に取り組んでおりますところにつきましては、大崎地区と角田地区の2か所を、モデル事業のモデル地域として指定させていただいております。その2つについて、3年間取り組んできたことを、来年度まとめて周知したいと思っておりますので、その際は県内に広く御案内したいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、通級による指導につきまして、保護者への周知につきましては、なかなか直接的には難しいところがありますが、ただ、制度の理解であるとか、それぞれのアナウンス等につきましては、センター的機能の一部で、もし何か相談があれば、支援学校の方で対応できるかなというところですので、そういうところで御相談をいただければと思います。以上です。

【村上会長】

では、大学における免許について、野口先生よろしくお願いします。

【野口委員】

1つ目の御質問と2つ目の御質問、両方とも私がお答えしなくてはいけないかなと思っていたのですが、とりあえず2つ目はお答えいただいたので、1つ目だけですが、大学の教員養成に関しましては、実は数年前に免許法の改正があり、それまでは、通常の学校の教諭免許を取得する方たちは、実は特別支援に関して学ぶ部分というのは非常に少なかったのです。それが現在は、一単位だけですが、全員必修に変わりました。ですので、必ずある程度というか、少しではあるのですが、特別支援教育全体にわたって学ぶという形にはなっております。特別支援学校教諭免許を全員必修ということにしますと単位数の問題というのも出てまいりますので、これはなかなか難しいところがあるかもしれないかなと思います。

あと、免許の取得を促すという意味では、宮城県もそうかと思いますが、他のところも含めて、教員採用試験等において配慮をするというようなことで免許を取ることを促すということを行っているかと思えます。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。今の免許に関わる研修等につきましては、他の委員の方々いかがでしょうか。宮城県、あるいは仙台市は、認定講習等で免許を持っていない先生方にとっていただくという制度がありますが、それは充実をしていただきたいと思えます。では、秋山先生、よろしくお願いします。

【秋山委員】

仙台市教育委員会の秋山です。今、野口先生からお話があったように、教員採用試験のときには、特別支援学校の免許状を持っている方は、加点措置といいますが、考慮しているというのが仙台市にもございます。

あと、今の話を伺っていて、うちも感じるのですけれども、先ほどの教員の資質向上とも関連するのですが、年齢構成という切り口で見ると、教員の方は50代の先生たちと30代以下の先生たちと二極化している状況の中で、そういう意味では50代の先生たちのノウハウを、若い人たちに伝えていくというのは、喫緊の課題だと考えております。

一方で、30代の先生方たちをしっかりと育てていかなければいけないなというのを日々感じているところですが、これも今お話があったように、若い先生方と話す機会があつていろいろ話していると、大学の方で、そういったものを普通に学んできている学生さんたちがどんどん増えているので、本当に私が教員になった頃などと比べると、すごく特別支援教育に興味があるのだとか、具体をいうと、通級指導をやりたいのですがどうしたらできるのでしょうか、などという話をされる若い先生たちも増えているなということは実感として感じております。ぜひそういう若い人たちにも今後期待をしながら、特別支援教育の魅力を感じながら指導力ある人たちが増えていくといいなと感じているところです。以上です。

【村上会長】

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それでは、もうお一方、加美町の相澤先生、よろしくをお願いします。

【相澤委員】

加美町子育て支援室の相澤と申します。

私は今、現職保健師として働かせていただいております。先ほどから、様々な話題の中で、保護者さんのことも出てきておりましたので、日頃仕事している中で感じていることについて、若干お話をさせていただきたいと思っております。こちらの資料の中にも、「各関係機関との連携」という言葉はいろいろなところに出てきていますが、簡単に連携と言いましても、なかなか連携が取りにくい状況にあるのも現実です。

学校に入られてしまうと、教育委員会の部局ということで、1つの壁があります。保健福祉サイドからすると、乳幼児期とはまた別な、ちょっとした壁があるのかなというのを常に感じております。加美町につきましては、その辺は大分御理解をいただいて、一緒に困り感のあるお子さんに関して、教育委員会と保健師、各園、学校も入って協議をしたりという場面を持たせていただいているところですが、まだまだ不足などがあるかなと思っております。まして、ここに医療が入ってくるとなると、大崎圏域は専門医が本当に少ない状況ですので、なかなか難しい課題だなと常に感じております。この課題で連携について、より具体的な提案をいただくと、私たちとしては、それに基づいてやっていくというような形で動きやすくなるし、連携も図りやすくなるかなと感じました。

それから、親御さんへの支援もとても重要といつも感じております。課題を抱えているお子さんの親御さんも課題を抱えているという方も、今支援している中には半数ほどいらっしゃいます。精神疾患を抱えているお母様や、もともと知的障害があるお母様などです。そうすると、学校から説明されても、なかなか理解ができないという家庭も多くございます。先ほど、通級の入級についての説明も保護者の同意が得られないという話もありました。こちらの方に、学校側ではこうしたいけれども、保護者が納得しないから説明に加わって欲しいという相談があります。小さい頃からの様子で、学校で通級指導を受けることでどのようなメリットがあるかということまで含めて、お話に入らせていただく機会をいただいております。それがあからこそ、連携を図りながら支援というものができるとかなと思うのですが、そのような体制がない中で、親御さんの困り感を吸い上げるところ、なかなか保健師だけでは難しいところもあります。保健師が得意としていることは、幼少期からの状況が分かる、家庭に入っていたという実績がある、ということなので、親御さんとなつたりやすいというメリットは、もしかするとあるのかなと感じており、その辺の各専門性において、持っている力をお互いに出し合いながら、お子さんに関わっていけると、また保護者の支援ができると、より充実したものになっていくのではないかと常に感じておりました。

それともう1つですが、知的障害のお子さんと同じくらいの割合で、自閉・情緒のお子さんが増えてきています。小学校・中学校までは、各学校の支援学級としての知的障害のクラス、あと自閉・情緒障害のクラスが実際に開設されておりますが、高校となりますと、知的障害のない自閉症のお子さん等は、入れる学校があまりないといいますが、支援学級がありませんので、なんとか普通高校に入学することはできても、コミュニケーション能力があまり高くなかったりというお子さんたちが不適応を起こして

しまつて、中途退学というような現状も何件か聞いております。高校の中に、通級制度ができたとはいえ、通級だけで対応できることではないのかなと思っております。実際、自閉・情緒のお子さんが結構な割合で増えてきているとなったときに、本当により丁寧な支援をしていくことで、就業にもつながっていただけるのではないかと感じております。すごく得意な分野を十分に発揮していただけるというような環境調整は、中学校までだとなかなか難しいと常に感じておりました。高校教育におかれても、そのあたりをもう少し広く検討いただけるとありがたいと思っております。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。1つ目のところ、乳幼児期及び保護者に対する教育相談充実というところで、いろいろなところが連携することはとても大事なことだと思うのですが、今のように、親御さんに課題があるとなれば、あるいは課題がなくても、親はいろいろな場所に行くというのは厳しいのですよね。そうすると、どこかワンストップで受ける場所というか、そこから先に、むしろ受けた側の方がいろいろなシステムにつなぐというようなことを、これは教育委員会だけではできないことなのかもしれません、そこは考えていかなければなりません。

それから、今の後半のお話のように、高等学校における、ということは、ここでも何度も強調していますけれども、特別支援学校だけの話ではないというところは、それこそ教育委員会内で連携していただいて、御回答いただかなくてはならない課題だと思います。そういった感じでよろしいでしょうか。それでは他に、野口先生、お願いいたします。

【野口委員】

将来構想のことにに関して、お話ししておりませんでしたので、短めにお話しします。

ひとつ、特別支援教育というものが、実は障害のある子供たちだけではなくて、理念的には全ての子供たちを対象とするものであるということを考えてときに、例えば「DEI」（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）という考え方との関連というものを考えていかななくてはならないのではないかなと思っているところです。

それから2点目ですが、卒業後の心豊かな生活というところですが、現代的な言い方で言いますと、卒業後のウェルビーイングということをどう実現していくかというところで、今挙げられているのは、例えば就労に関わること、あるいは余暇に関わることですが、それ以外の、例えば、先ほど友達がいないという話がありましたが、例えば友人関係を高等部あるいは高校までの間にどう作り上げていくかとか、そういったことを教育的な関わりの中でどのように行っていくかということですか、あるいはその後の生涯学習といった側面、そういったことも含めていかななくてはいけないのではないかなと思ったところです。

もう2つあるのですが、共同学習ということに関して、これは居住地校学習という話の中で出ましたが、交流及び共同学習というのは、通常の学校内での「特別支援学級」と「通常の学級」との間でも行われることなのですが、その中の交流的側面というのは、比較的いろんな形で行いやすいです。しかしながら、共同学習となりますと、学習のねらい・目標があって、それを子供たちが共に達成するということが必要になってきます。そうなった場合に、知的障害のある子供たちですとか、障害の重い子供たちは、実はだんだんと学年が上がるにつれて共同学習という形態が難しくなってきます。そのあたりをどう進めたらいいのかということは、かなり検討が必要なのではないかと個人的には思っています。実は親御さんが、学年が上がってくると居住地校学習をだんだん希望しなくなってくるという実態もあつたりします。“もう難しいので、大変なのでいいです”というふうに断られる場合もあると聞いておりますので、この辺りはかなり検討していくべきなのではないかなと思っております。

最後に、ICTがらみで言いますと、今後は生成AIの話ということも、少し入れ込んでいかななくてはならないのではないかなと思っております。どのように付き合っていくか、あるいは教育の中でどう生かしていくかといったことも考えていかななくてはならないのではないかなと考えております。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。まずダイバーシティの話は、ここだけの議論ではないということは、先ほど申し上げましたが、教育振興会議の席上で私も申し上げました。その一つの側面が特別支援教育、インクルーシブ教育だろうということ。そうしましたら県の方としては、全体で受けるというお話でしたので、そこは期待したいと思っております。

それから、卒業後も含めた生活の様子ということについては、先ほど卒業後をイメージして、在学時に支援をするのだということがありましたので、そちらとのからみで、これからまとめていただければと思います。

ICTは、確かに今、我々が使っているタブレットだけの話ではないのだろうと。そうすると先生方の研修は、ますます大変かなと思います。

それから交流及び共同学習については、どうしても私たちは地域という枠組で考えてしまっていますが、野口先生の御指摘のとおりだと思いますので、まとめていただければと思います。

その他はございませんか。

【森元委員】

先ほどの松陵校につきまして、八乙女中学校区と田子中学校区が新たに入るということですが、それ以降、これからも増える予定ですか。それともこれが最終決定となっていくのでしょうか。

【村上会長】

よろしく願います。

【山内課長】

令和7年4月の開校時には、これでいきたいということでございます。

【村上会長】

他に、ございませんか。それでは、伊藤先生、最後によろしく願います。

【伊藤副会長】

かなり時間が過ぎてしまいました。皆さん、本当にお疲れ様でした。

今日は、いろいろな部門の委員の方から多数の御意見をいただき、ありがとうございました。また、視察の感想なども入れていただきました。来年度末が答申ということになりますが、より良いものにしていくために、今後とも議論を重ねていってほしいと思います。

1つ、会議中に、理由書というのを見てみたのですが、諮問書の2枚目です。そこに、先ほどからも何人かの先生がお話されているのですが、いわゆる特別支援教育の理念みたいなものが出てきました。この理由書の2行目から4行目のところに、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな…」とあります。これは、いわゆる次期将来構想の基本と考えていてよろしいのかなということを確認したいと思います。私もこのままの話でずっと進めてきたのですが、6行目に「…取り組んでまいりました。」とあったので、今度はどのようにしていくのかなという確認です。

あと、それから嬉しいニュースというか、秋保かがやき支援学校が間もなくできるそうですが、その内覧会を楽しみにしたいということと、松陵校も令和7年度開校ということなので、いろいろと準備が大変だと思いますが、よろしく願いたいと思います。以上です。ありがとうございました。

理由書の件は、最後になって申し訳ないのですが、皆さんで確認した方がよろしいと思います。

【村上会長】

では、願います。

【山内課長】

ありがとうございます。全体の、国の大きな方向性については、インクルーシブ教育の推進というところは変わらないのかなと捉えております。それを踏まえながら、細かい文言は今後御検討いただくというか、改めて見直していくところも出てくるかと思いますが、全体的な方向性としては、現状をどう充実させていくかという方向で、今のところ、事務局としては考えております。

【村上会長】

ありがとうございます。

司会の不手際で、といつも言いますが、今日も長々としてしまいました。大変申し訳ございません。それでは、これでマイクを事務局にお返ししたいと思います。よろしく願います。

【司会（吉田総括）】

ありがとうございました。

「4 その他」といたしまして、事務局から連絡がございます。

【事務局（石川）】

特別支援教育課企画管理班 石川と申します。大変お世話になっております。

それでは事務局から連絡させていただきます。今回、第2回目でしたが、第3回目の審議会の日程について御案内させていただきます。3回目の日程につきましては、現在のところ、年明け令和6年3月18日月曜日、時間については午後2時からを予定しております。年度末の大変お忙しい中とは存じますが、御協力方、よろしく願いいたします。

また、本日様々な御意見を頂戴いたしました、次期の将来構想につきましてはの御意見を踏まえまして、次回、第3回の審議会において、骨子案を提示させていただく予定としております。

また、今年の8月下旬から9月下旬にかけて実施させていただきました、現地視察について、今日もお話が出ましたが、次回審議会におきまして、御報告をさせていただく予定です。

なお、秋保かがやき支援学校の内覧会につきましては、現在、工事が順調に進んでおりまして、まもなく完成となる予定です。大変お待たせしておりますが、完成後、諸手続を経て引き渡しとなりますので、内覧会は、来年の年度末近くになるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

それでは、以上をもちまして、第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。